

# マイナ保険証をぜひご利用ください

マイナ保険証を使って医療機関を受診すると、様々なメリットがあります。

## 適切な医療を受けられます

- 初めての医療機関でも過去の医療や健診の結果を確認して、適切な診療を受けることができます。※ご本人様の同意が必要です
- 薬の処方情報が確認できるので飲み合わせや分量の調整ができます。



## 限度額を超える支払いが不要になります

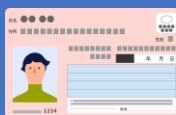
- 限度額適用認定証（標準負担額減額認定証）がなくても、医療機関で自己負担限度額を超える支払いが発生しません。

## マイナンバーカードを保険証として利用するための2つの準備

### ① マイナンバーカードを申請

申請方法（①～③のいずれか）

- ①オンライン申請  
（パソコン・スマートフォンから）
- ②郵便による申請 ※1
- ③まちなかの証明写真機からの申請



### ② マイナ保険証の利用登録

利用登録（①～④のいずれか）

- ①医療機関・薬局の受付で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う
- ④役場町民課の窓口で行う

※1 申請書をなくされた方は、町民課窓口サービス係（042-588-4108）へご相談ください。

なお、マイナンバーカードを発行されていない方やマイナ保険証の利用登録をされていない方等には、健康保険証の代わりとして、「資格確認書」をご自宅へ送付いたします。

## 必要以上のお薬の服用（ポリファーマシー）にご注意

ポリファーマシーとは、多くの薬を服用しているために副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態のことをいいます。（単に薬の数が多いことではありません）

処方されている薬が一目で分かるように、お薬手帳を持ち、お薬手帳は1冊にまとめておきましょう。



問合わせ先  
日の出町町民課保険年金係  
042-588-4110